**仕　　様　　書**

１　調達物品 電気自動車（軽乗用）

２　数量　　　　　　 １８台

３　車両に関する仕様 「８　対象車両」「９　車両装備品」のとおり

４　納入場所 「１２　使用の本拠の位置等」のとおり

５　納入期限 令和８年３月３１日（火）

ただし、納入は令和７年１０月１日（水）以降とする。

６　検査 納入場所において、導入所管課ごとに車両の検査を行う。

７　支払方法 各納入場所における検査合格後、納入者から各導入所管課への適法な請求書の提出を受け導入所管課ごとの支払いとする。

８　対象車両

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調達車両 | 電気自動車（EV）・軽乗用（ステーションワゴン） | 台数 | １８台 |
| 駆動用バッテリー | リチウムイオン電池 | | |
| 充電仕様 | ①CHAdeMO規格準拠　②急速充電対応 | | |
| 型式・形状 | ＡＴ・電気自動車（ＥＶ）・リチウムイオン電池・２ＷＤ・乗車定員４名 | | |
| 参考商品 | 日産 サクラ（型式：ZAA-B6AW）  三菱 eKクロス EV（型式：ZAA-B5AW） | | |
| 納入期限 | 令和８年３月３１日（火） | | |

９　車両装備品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項　　　　目 | 装備の有無 |
| １ | 衝突被害軽減ブレーキ | ○ |
| ２ | コーナーセンサー | ○ |
| ３ | バックモニター（ルームミラー型不可）　※バック時に車両後方映像が映し出される | ○ |
| ４ | ラジオ（ＡＭ、ＦＭ） | ○ |
| ５ | フロアマット純正 | ○ |
| ６ | ドライブレコーダー（衝突感知型・音声記録型・マイクロＳＤカード(32GB以上)保存） | ○ |
| ７ | ドライブレコーダー設置表示（【参考】車体表示仕様書参照） | ○ |
| ８ | バックブザー | ○ |
| ９ | パワーステアリング | ○ |
| １０ | パワーウィンドウ | ○ |
| １１ | 運転席及び助手席エアバッグ | ○ |
| １２ | リモコンキー・集中ドアロック | ○ |
| １３ | スペアキー | ○ |
| １４ | 電池付懐中電灯及び非常信号灯（兼用品可） | ○ |
| １５ | 停止表示板 | ○ |
| １６ | 発煙筒 | ○ |
| １７ | 車両止（金属製折畳式、木製又は樹脂製　車両対応型２個）１組 | ○ |
| １８ | 標準工具（タイヤ交換可能な工具） | ○ |
| １９ | パンク修理キット　または　スペアタイヤ（１本） | ○ |
| ２０ | タイヤチェーン（シングル） | ○ |
| ２１ | ネーム（【参考】車体表示仕様書） | 〇or× |
| ２２ | 市章ないし区等マーク（フィルム方式）（【参考】車体表示仕様書参照） | 〇or× |
| ２３ | AC200V用充電ケーブル　7.5ｍ | ○ |

１０　仕様に関する留意事項

（１）対象車両は、入札時点で製品化されており、かつクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経済産業省）の補助対象車両であり、さらに上記「８ 対象車両」「参考商品」で定める補助金額以上であること。

（２）千葉市内において点検整備等を実施する体制、修理等を適切に実施できる体制を構築すること。

１１　その他

（１）納入時期は、管財課及び納入場所の導入所管課と綿密に打合せを行うこと。

（２）諸費用は、入札（見積）価格に含むものとする。

（３）本市がクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経済産業省）を活用する場合は、その手続の代行を行うこと。

（４）自動車保険（強制保険）及び重量税については、入札（見積）価格に含まないものとする。なお、自動車保険（強制保険）は市で加入する。

（５）自動車保険（強制保険）加入のため必要となる車台番号について、登録予定日の30日前まで(休日を除く)に、市指定の通知書を管財課及び導入所管課へ提出すること。

（６）納車の際、車検証（写）、自動車検査証記録事項 （写）、自賠責証書（写）、リサイクル券（写）及び写真（カラー・右斜め前より全景）を各２部提出すること。なお、写真のみｊｐｇ画像データでの提出を可とする。

（７）納入車両は新車の新規登録車両とすること。

１２　使用の本拠の位置等

| No. | 使用の本拠の位置 自動車の所在する位置 | 台数 | 車色 | 車体表示(※1) | | | 車体表示名 (※2) | 導入所管課  （問い合わせ・請求先） |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ﾈｰﾑ | 市 | その他 |
| １ | 千葉市中央区千葉港１番１号 | 4 | 白 | 〇 | 〇 | × | 千葉市 | 管財課  043-245-5084  kanzai.FIA@city.chiba.lg.jp |
| 千葉市中央区千葉港１番１号 |
| ２ | 千葉市中央区千葉港１番１号 | １０ | 白 | × | × | × | （ ― ） | 管財課  043-245-5084  kanzai.FIA@city.chiba.lg.jp |
| 千葉市中央区千葉港１番１号 |
| ３ | 千葉市中央区千葉港１番１号 | １ | 白 | × | × | × | （ ― ） | 保護課  043-245-5188  hogo.HW@city.chiba.lg.jp |
| 千葉市中央区千葉港１番１号 |
| ４ | 千葉市中央区千葉港１番１号 | １ | 白 | × | × | × | （ ― ） | 公園建設課  043-245-5787  kensetsu.URP@ciy.chiba.lg.jp |
| 千葉市中央区千葉港１番１号 |
| ５ | 千葉市中央区千葉港１番１号 | １ | 白 | × | × | × | （ ― ） | 道路建設課  043-245-5384  kensetsu.COR@city.chiba.lg.jp |
| 千葉市中央区千葉港１番１号 |
| ６ | 千葉市中央区千葉港１番１号 | １ | 白 | × | × | × | （ ― ） | 保健体育課  043-245-5945  hokentaiiku.eds@city.chiba.lg.jp |
| 千葉市中央区千葉港１番１号 |

※１　車体表示欄は、ネーム○は車体表示名あり、市○は市章の車体表示あり、その他○は区シンボルマークの車体表示あり、×は必要がないものとする。

詳細については、別添「車体表示仕様書」参照とする。

※２　車体表示名における“（ ― ）”は表示の必要がないものとする。また、組織変更等により本仕様記載と変更が生じている可能性があるため、契約時に最終確認をするものとする。